



---

# 令和 8 年度施策等について

---

地域脱炭素に関する令和 8 年度施策説明会

令和 8 年 2 月



# 補助メニュー資料の見方

事業全体のページ

補助メニュー別のページ

## 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度要求額 2,000百万円(概算)】

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の活用等を支援します。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組の推進による2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の推進や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域利益型の再生エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

### 2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたソーシング等による再生型再生エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

#### (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生・地域利益型の再生エネ導入支援

- ①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたソーシング等に対する支援
- ②地域共生型再生エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

#### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

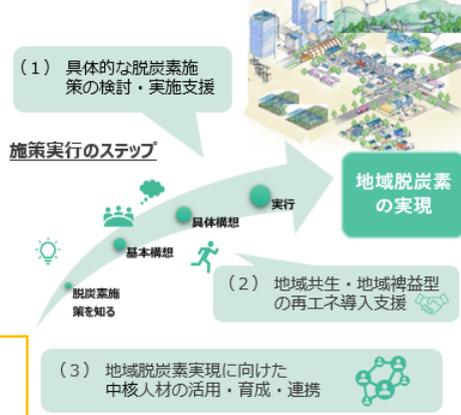
- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の要請に応じた官民連携強化

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)①(2)① 間接補助事業(定率、上限設定あり)  
(1)②(2)②(3) 委託事業
- 補助・委託 (1)① 民間事業者・団体等(ただし地方公共団体との共同実施に限る) (2)① 地方公共団体  
(1)②③、(2)②、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

お問合せ先: (3) (2) 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話: 03-5521-9109  
環境省大臣官房補助課 電話: 03-5521-6326

### 4. 事業イメージ



## 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再生エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

### 1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

### 2. 事業内容

#### ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再生エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

#### ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

#### ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助 1/2 (上限1,000万円) ②③ 委託事業
- 補助・委託 ① 民間事業者・団体等(ただし地方公共団体との共同実施に限る) ②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話: 03-5521-9109

### 4. 事業イメージ



補助メニュー

直接補助事業：環境省が直接補助対象者に支援を行う事業  
 間接補助事業：環境省が執行団体を通じて補助対象者に支援を行う事業  
 委託事業：環境省が調査・検討、実証・技術開発等を委託する事業

補助申請の対象者  
 ex. 地方公共団体、民間事業者、団体等

↓令和8年度環境省重点はこちらから

[https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/page\\_00012.html](https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/page_00012.html) (環境省HP)

↓令和8年度エネルギー特別会計当初予算(案)資料はこちらから

[https://www.env.go.jp/earth/42024\\_00005.html](https://www.env.go.jp/earth/42024_00005.html) (環境省HP)

---

# 自治体の地域脱炭素への支援

---



【令和8年度予算（案） 27,018百万円（38,521百万円）】  
 【令和7年度補正予算額 33,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続かつ包括的に支援することを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

※既採択分のみ、新規採択なし  
 ※地域脱炭素2.0事業は見送り

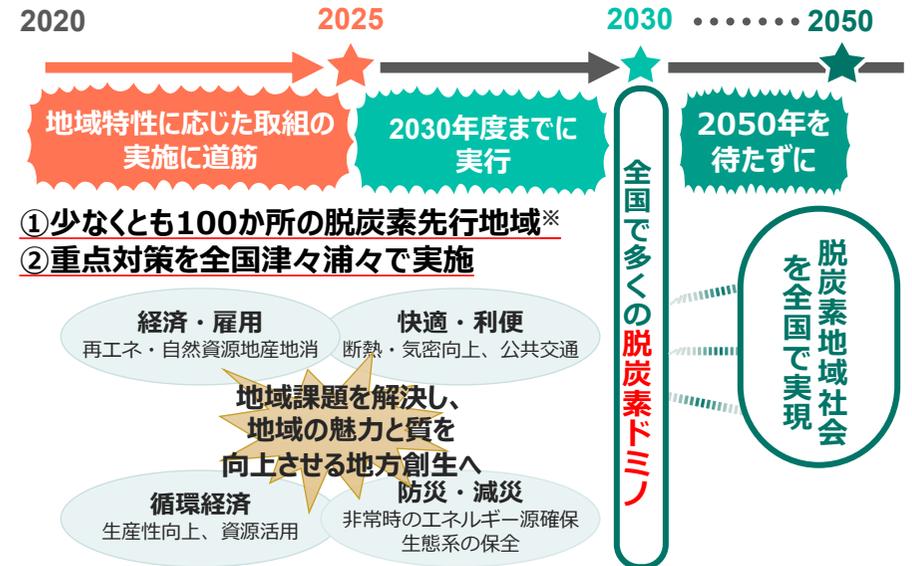
### (2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：（1）交付金（2）委託費
- 交付対象・委託先：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化  
 先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

### <参考：（1）交付スキーム>



# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度予算（案） 630百万円（新規）】  
【令和7年度補正予算額 700百万円】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

### (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

### (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

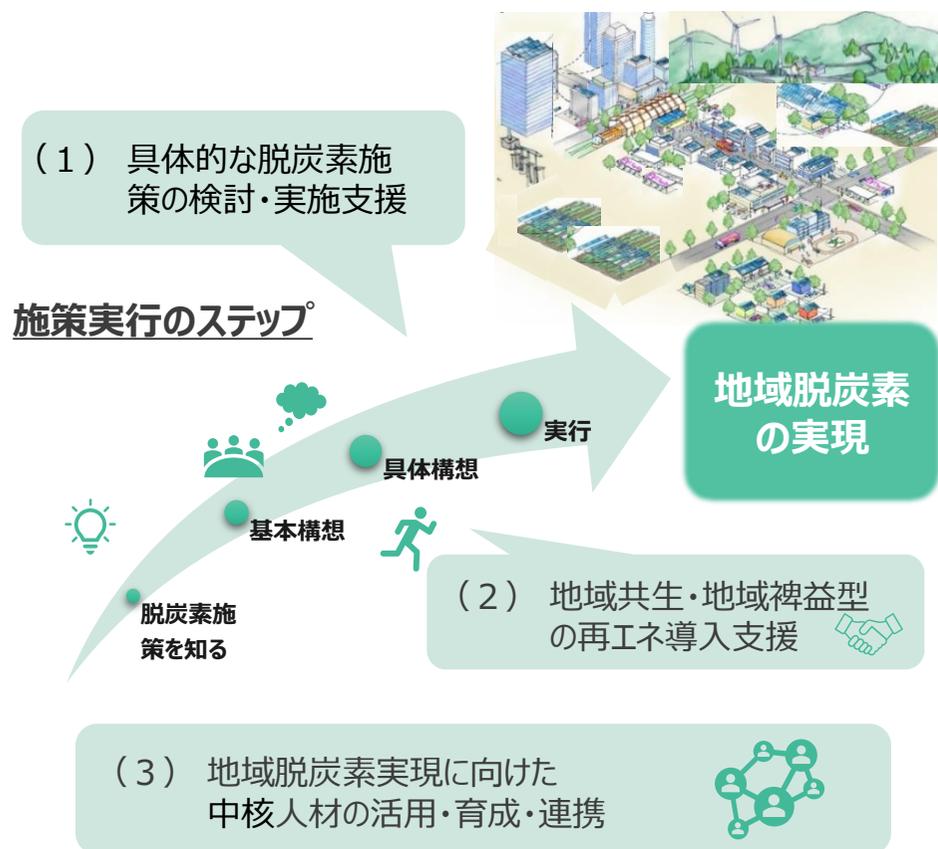
### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ② 地域における中核人材育成研修
- ③ 地域の実情に応じた官民連携強化

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) ① (2) 間接補助事業（定率、上限設定あり）  
(1) ②③ (3) 委託事業
- 補助・委託先： (1) ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2) 地方公共団体  
(1) ②③、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

## 1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に 基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内的の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

## 2. 事業内容

※10以上の公共施設の導入調査の実施が要件  
※1/29～2/13：R7補正一次公募

### ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

### ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

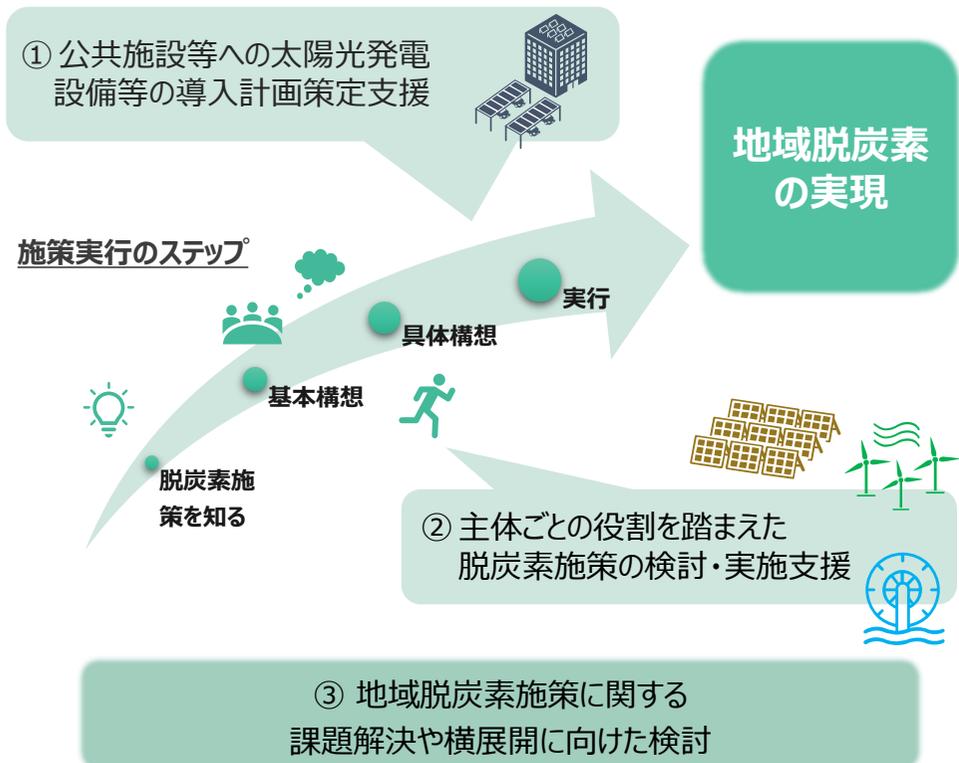
### ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：① 間接補助1/2（上限1,000万円）※対象施設により上限1,500万円  
②③ 委託事業
- 補助・委託先：① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） ②③民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ





地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援や計画実行支援等を行います。

## 1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に対して適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への資金面での支援を行う。

## 2. 事業内容

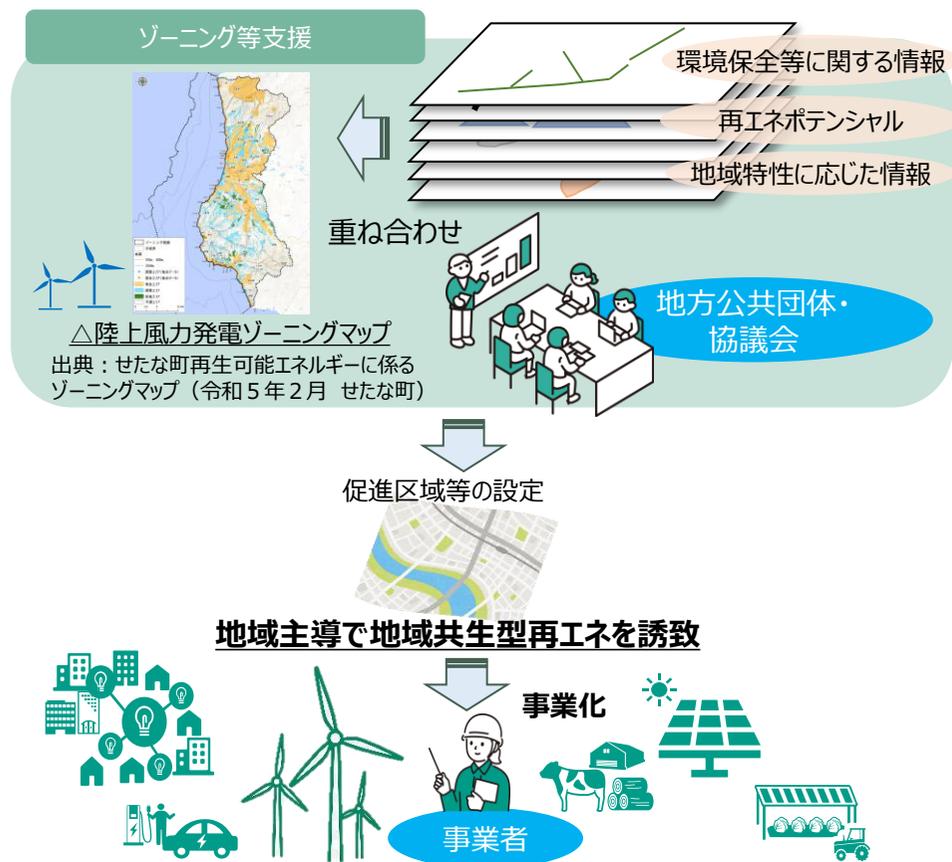
### 風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助3/4（上限2,500万円）
- 補助対象： 地方公共団体
- 実施期間： 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業（R7補正予算）



【令和7年度補正予算（案） 700百万円】

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき、2050年ネット・ゼロ及び地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成を支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

### ②再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

### ③地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

自治体による再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング等の実施に係る伴走支援を行う。また、自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。

## 3. 事業スキーム

### ■事業形態

① 間接補助 1 / 2（原則上限10百万円）※対象施設により上限15百万円

② 間接補助 3 / 4（上限25百万円） ③ 委託事業

### ■補助・委託

① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）

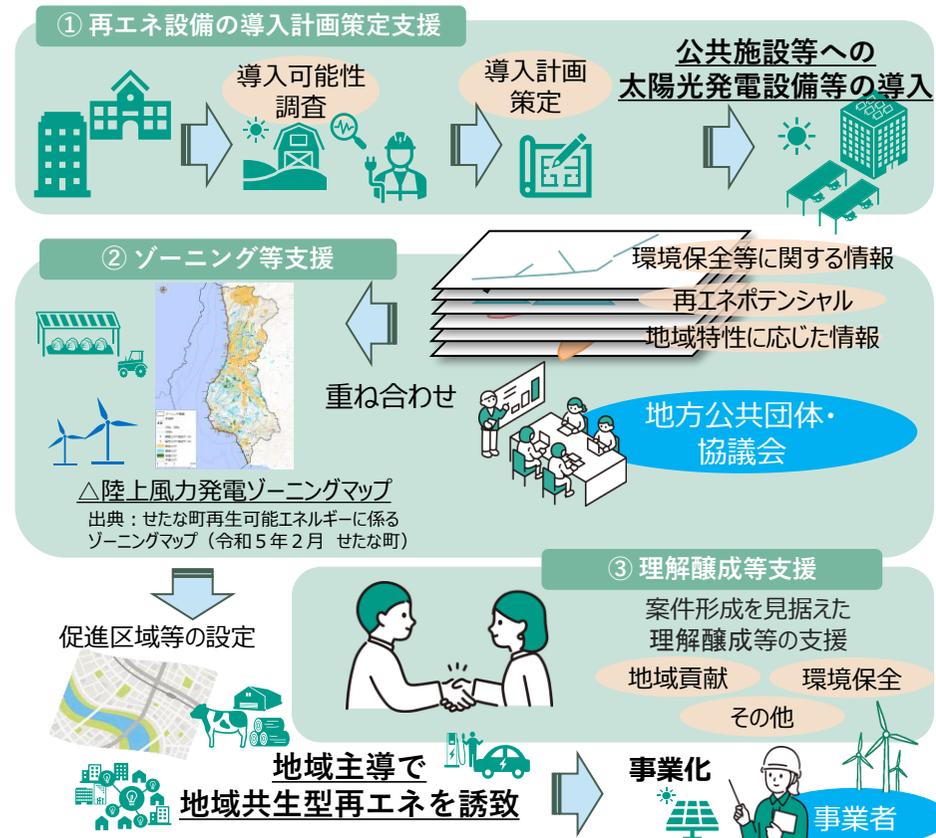
② 地方公共団体 ③ 民間事業者・団体等

### ■実施期間

令和7年度

※全エネ種を対象とすることができる  
※1/29～2/13：R7補正一次公募

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# (参考) 地域脱炭素化促進事業制度の全体像

- 都道府県・市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

## 制度全体のイメージ



・都道府県・市町村が共同で、または市町村が単独で、住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- 再エネ事業に関する促進区域や、
- 再エネ事業に求める
  - ・地域の環境保全のための取組
  - ・地域の経済・社会の発展に資する取組

を自らの計画に位置づける。

※ 促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

事業者は、

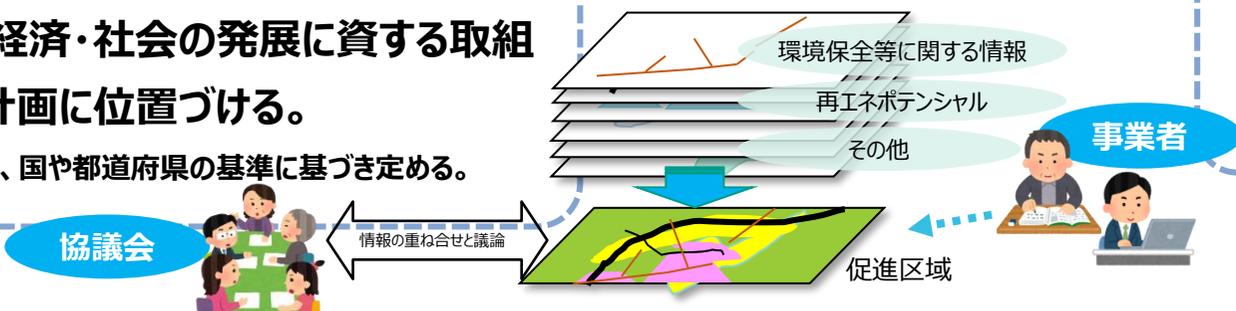
- 協議会における合意形成を図りつつ、
- 都道府県・市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

都道府県または市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 都道府県・市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

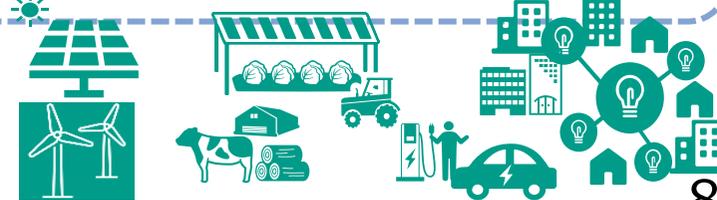
※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。

※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、地域自らが議論

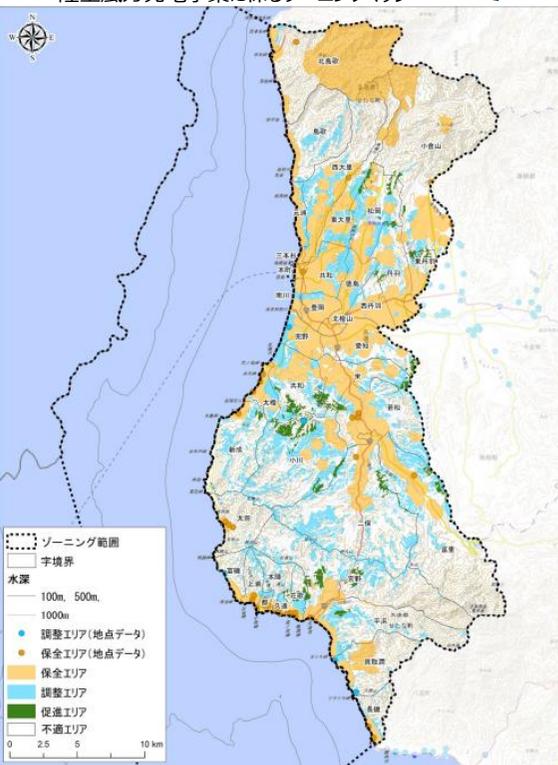
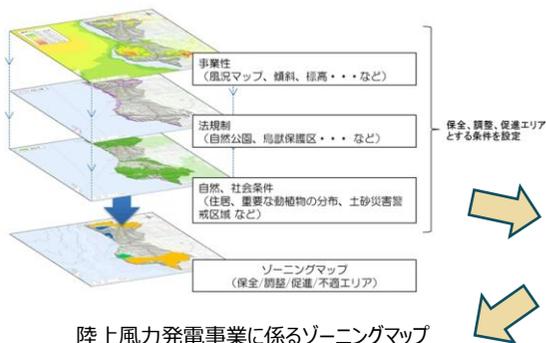
事業の予見可能性が向上  
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに



地域に役立つ再エネ事業を誘致

# (参考) 風力発電設備に係る促進区域の設定事例：北海道せたな町

せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化。自然環境条件、社会条件、事業性等の調査を踏まえて総合的に評価するとともに、「せたな町地域エネルギービジョン」における導入目標を見据えながら、ゾーニングの結果を促進区域にも反映し、地域での円滑な再エネ事業の導入を図った。



## 地域脱炭素化促進施設の種類の規模

陸上風力発電事業 350MW程度

## 地域脱炭素化促進事業の目標

新規運開 5件 目安約350MW (70MW×5件)

## 促進区域

### 陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア

#### 地域の環境の保全のための取組

騒音、動植物の重要種・注目すべき生息地、景観等の観点から、ゾーニングマップのみでは情報が不足することから、事業計画を具体化する段階で特に配慮が必要となる事項を設定

#### 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- ① 「せたな町地域エネルギービジョン」(令和5年2月)に記載された「具体的な取組」の推進に協力すること。
- ② ①を通じて、特に、地域脱炭素化促進施設から得られた電気の地産・地消の取組や、再エネ基金への寄付による町内の再エネ活用促進の取組を進めること。

#### 地域の環境の保全のための取組記載例～風車の影～

事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車(ローター)直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布(窓の有無等)を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度(風車の影がかかる可能性及びその時間等)に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。

出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニング(令和5年2月)、せたな町 地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)(令和5年11月)、せたな町より提供

# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

## 1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

## 2. 事業内容

### ① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣する。また、多様な相談を一元的に受け付け、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、特に取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

<アドバイザー一覧>

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/platform/?tab=03>

### ② 地域における中核人材育成研修

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

基礎講座（はじめよう！地域脱炭素セミナー）等を配信

### ③ 地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。

地域脱炭素マッチングイベント@東京の開催

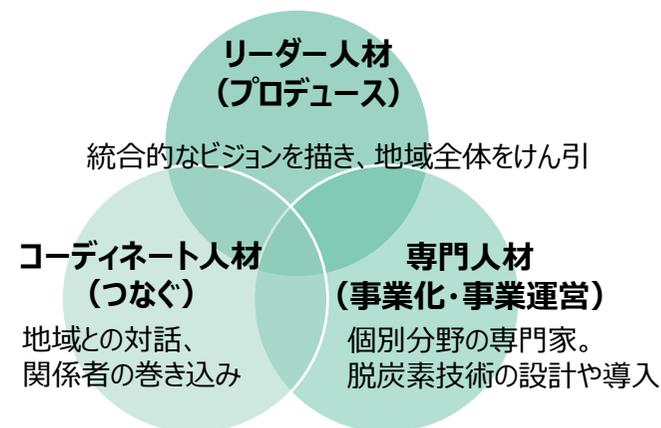
## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

### 育成する地域中核人材イメージ

地域に利益をもたらす再エネ事業を進めるために必要となる「地域での合意形成」「行政内部での調整」「ビジョン・ビジネスモデルの構築」など、直面するさまざまな課題に挑戦する「地域中核人材」を育成する



- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

(1) 地方単独事業として実施するもの

① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備

※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、  
発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するものを対象に追加

② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等

※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修

※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加

④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修

⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

(2) 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

3. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

2. 地方財政措置

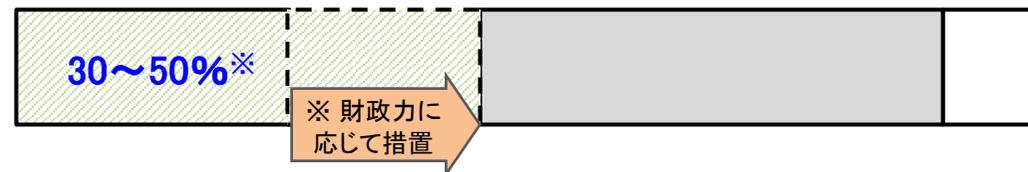
(1) ①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



(1) ③及び④の事業

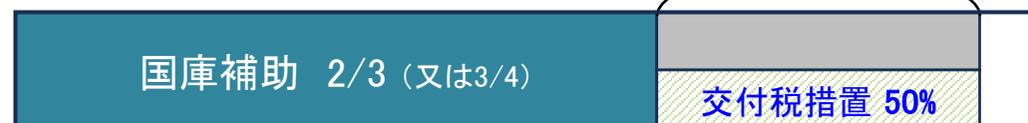
※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



(1) ⑤の事業



(2) の事業



4. 事業費

1,000億円 (令和7年度: 1,000億円)

---

# 再工ネ・省工ネ導入

---



【令和8年度予算（案） 2,000百万円（2,000百万円）】  
 【令和7年度補正予算額 4,000百万円（＜一般分＞2,000百万円、＜エネ特分＞2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

## 2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

## 3. 事業スキーム

※2か年事業可  
 ※基本設計、実施設計も補助対象

■事業形態：間接補助

都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、  
 市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象：地方公共団体

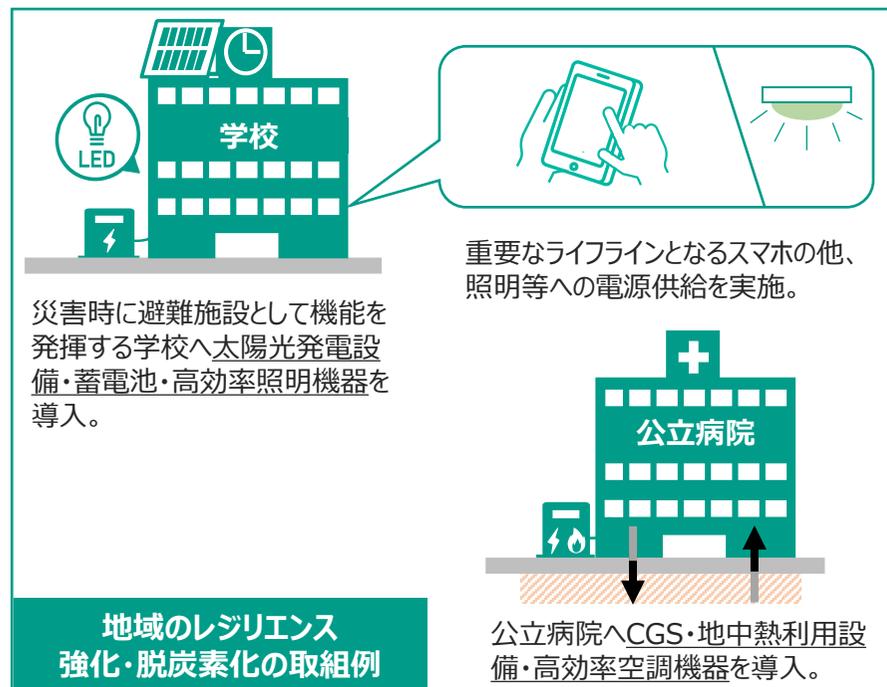
（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

■実施期間：令和3年度～

## 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

- 導入
- ・再エネ設備
  - ・蓄電池
  - ・CGS
  - ・省CO2設備
  - ・熱利用設備 等



# 補助対象について

<補助対象者> 地方公共団体（※地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者も可）

<補助対象施設> {  
 ・地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設  
 ・業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設

## <主な補助対象設備>

①再生可能エネルギー設備等	備考
太陽光発電	パネル出力が10kW以上の場合に限り支援
風力発電	—
小水力発電	—
地中熱利用	ヒートポンプ等、災害時に稼働に十分な電源を確保する場合に支援
廃熱利用設備	—
地熱発電	—
バイオマス発電 バイオマス熱利用／熱電併給	バイオマス資源について、バイオマス依存率を60%以上の場合に支援
コージェネレーションシステム	CO2削減が見込める場合に限り支援

②蓄電池設備	備考
蓄電池	原則、 <b>自然変動型の再エネ発電設備を導入する場合は必須</b> とし、据置（定置）型で、平時及び災害時ともに稼働し、災害時に必要な電力量を確保すること

③省エネルギー設備	備考
高効率照明機器	災害時に①及び②の設備から電力の供給を受けて稼働する設備に限る
高機能換気設備	同上
高効率空調機器	災害時に①及び②の設備から電力または熱の供給を受けて稼働する設備に限る
高効率給湯機器	同上
エネルギー管理システム	同上
省エネ型浄化槽	30人槽以上の機械設備の場合に支援

④上記に附帯する設備	備考
車載型蓄電池	EVは蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（離島の場合は、2/3×4万円/kWh補助） 車載型蓄電池に附帯する充放電設備・充電設備についても補助対象
自営線	—

## <補助率>

補助対象事業者	補助率
(1)都道府県・指定都市※	1/3
(2)市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）	1/2
(3)市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島	2/3

※②及び③は①の設備と併せて導入する場合に限る。  
 ※④は①～③の設備と併せて導入する場合に限る。  
 ※FIT（固定価格買取制度）による売電やFIP制度の活用は不可

※都道府県又は指定都市が公共施設に太陽光発電設備を導入する場合は、民間企業を活用した導入方式に限る（PPA・リース等）

# ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 7,000百万円（5,020百万円）】



ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

## 2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

### ① 事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

### ② 設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

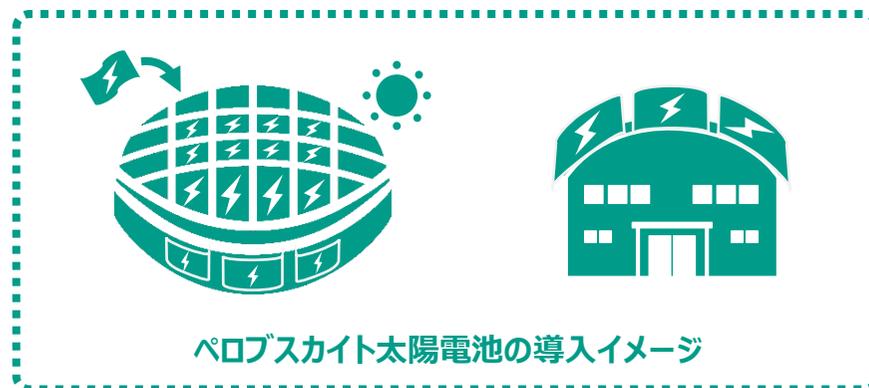
<主な要件>

- ・ 同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・ 導入規模の下限、補助上限価格
- ・ 施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：令和7年度～

## 4. 事業イメージ



ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

お問合せ先：

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8233  
電話：0570-028-341

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)

【令和8年度予算(案) 3,200百万円(3,450百万円)】

【令和7年度補正予算額 4,500百万円】



民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

## 2. 事業内容

### (1) ストレージパリティ※の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

※ 太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

### (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業

### (3) 離島の脱炭素化推進事業

### (4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

### (5) 新手法による電力融通モデル創出事業

### (6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

## 3. 事業スキーム

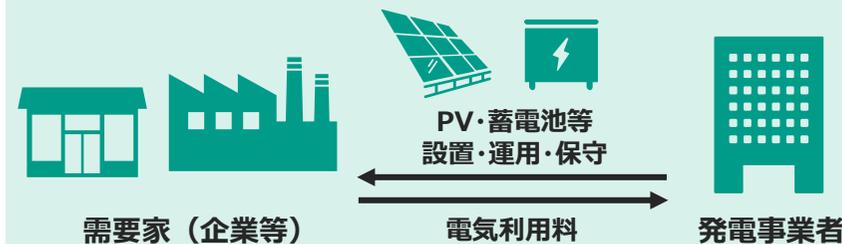
■ 事業形態：間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)

■ 委託先及び  
補助対象：民間事業者・団体等

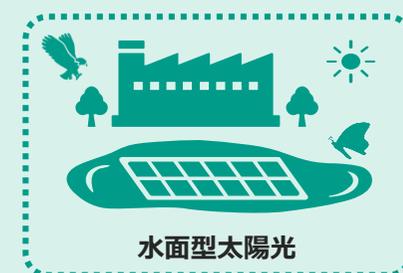
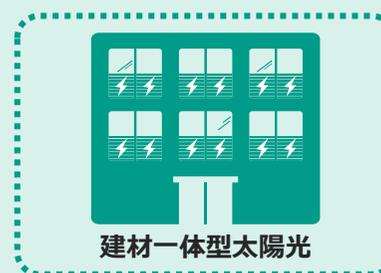
■ 実施期間：メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

### ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



### 設置場所の特性に応じた再エネ導入



# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

## 1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ※の達成を目指す。

※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

## 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO2削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

### ① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

### ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

## 3. 事業スキーム

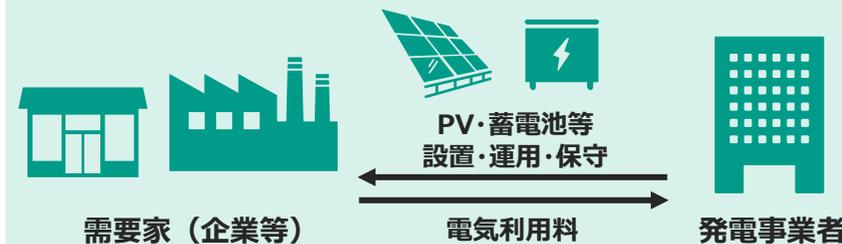
■ 事業形態：①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））  
②委託事業

■ 委託先及び  
補助対象：民間事業者・団体等

■ 実施期間：令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### 太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

\*蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

\*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、**営農地・水面等**を活用した**地域共生型**の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

#### ※ コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

### ② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額8万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

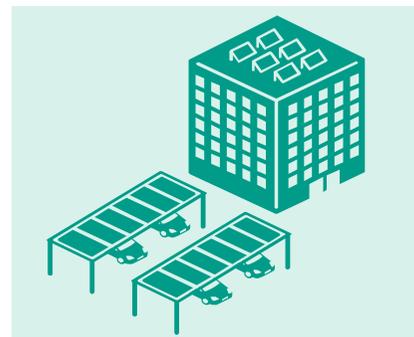
### ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

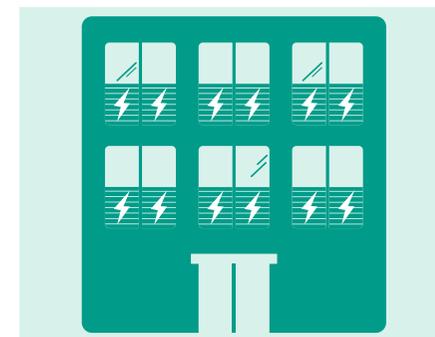
## 3. 事業スキーム

- 事業形態：①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①～③令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ



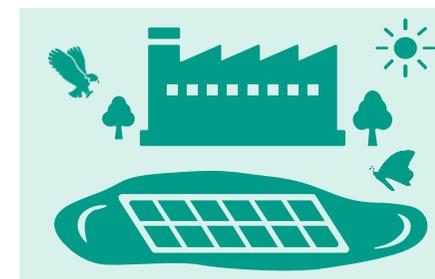
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

## 2. 事業内容

### ④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた (a) 再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く)、(b) 工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件 (※) を満たす場合に設備導入支援等を行う。

#### ※ コスト要件

(熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。

(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

### ⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)

熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

### ⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 : ④⑤間接補助事業 (計画策定 : 3/4 (上限1,000万円)、設備等導入 : 1/3、1/2、2/3)  
⑥ 委託事業
- 委託先及び補助対象 : 地方公共団体※・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ
- 実施期間 : ④～⑥令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### 再エネ熱等の地域資源の例



### 熱分野の脱炭素化へ





データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・地域共生加速化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

新設・既設・コンテナ型のデータセンターに対する再エネ設備等を支援することにより、データセンターの脱炭素化を図る。

## 2. 事業内容

デジタル化の進行により電力消費量の激増が予見される中、データセンターについて徹底した省エネと再エネの最大限活用が求められる。

### ① データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）

データセンターの脱炭素化を推進するため、以下の取組に対して支援を行う。

- (a) 新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入
- (b) 既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修
- (c) 省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入

### ② 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業（委託）

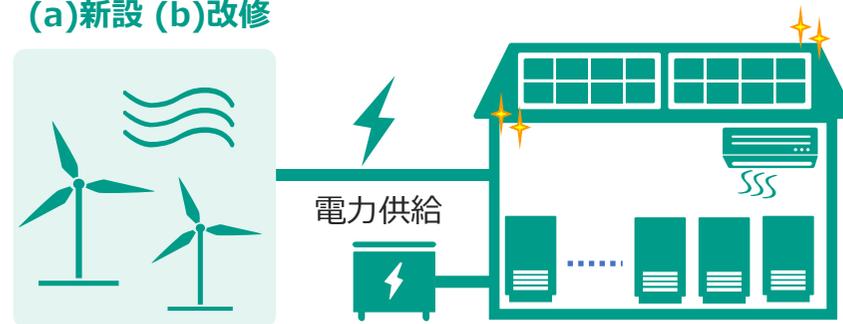
再エネ活用型データセンターの普及方策等の調査・検討を行う。

## 3. 事業スキーム

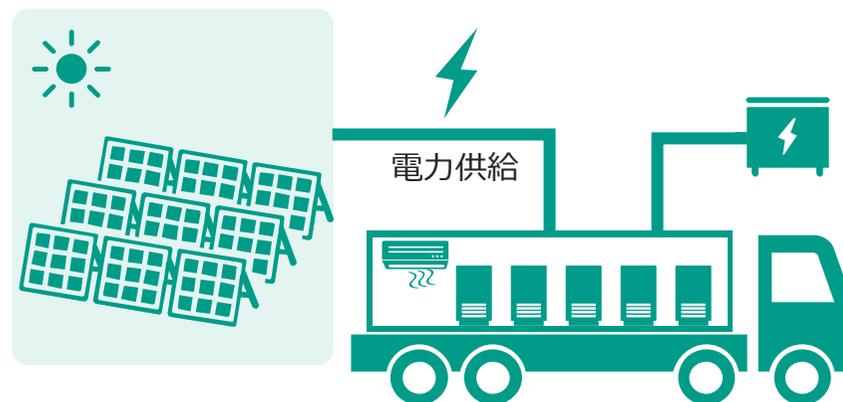
- 事業形態：①間接補助事業（1/3） ②委託事業
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①②令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### (a)新設 (b)改修



### (c)コンテナ



# 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度予算（案） 5,786百万円（2,786百万円）】  
【令和7年度補正予算額 3,500百万円】



中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

## 2. 事業内容

### ① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）

中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。

※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外

※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

### ② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）

DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。

### ③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）

効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態：①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業

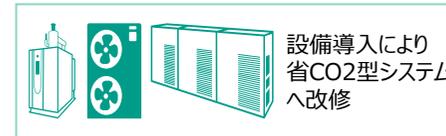
■ 委託先・補助対象：民間事業者・団体

■ 実施期間：令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### ① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施



設備導入により  
省CO2型システム  
へ改修

補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信



### ② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の  
現状・課題を見える化

▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減

▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

---

# 建物の脱炭素

---

# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】  
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

## 2. 事業内容

- ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）**
  - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
  - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
  - ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）**
  - ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
  - ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
  - ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）**
- CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）**
- 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）**
  - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
  - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）**

## 3. 事業スキーム

- 事業形態
  - 委託先及び補助対象
  - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ



### 施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

## 1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

## 2. 事業内容

### ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

### ② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業等

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業等

### ③ 業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）③1/2（上限100万円））

■ 補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

■ 実施期間：令和5年度～令和10年度

## 4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所 等
2,000㎡ 未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、  
**(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業**（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



**建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。**

### 1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

### 2. 事業内容

#### ① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

#### ② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

- ◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

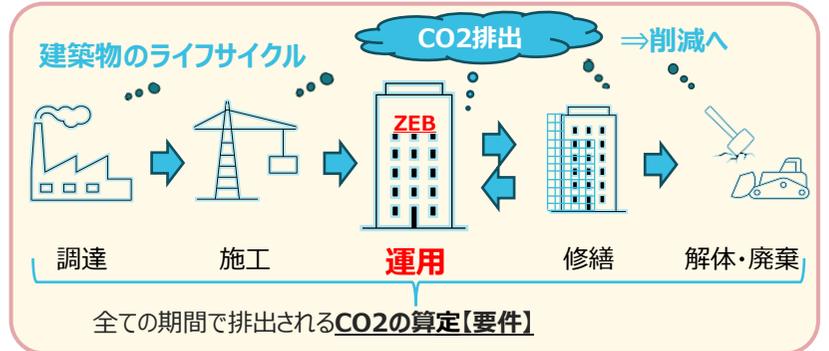
#### ③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態：①②**間接補助事業（55%～21%（上限5億円））** ③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

### 4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。  
 ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。  
 ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。  
 ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。  
 ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

## 1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

## 2. 事業内容

### ① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

#### 1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業

既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

#### 2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業

高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：3,500万円）

#### 3. テナントビルの省CO2改修支援事業

オーナーとテナントがグリーンリース契約等を選び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：4,000万円）

#### 4. 空き家等における省CO2改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

### ② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）

※コンテナハウス本体等は補助対象外。

## 3. 事業スキーム

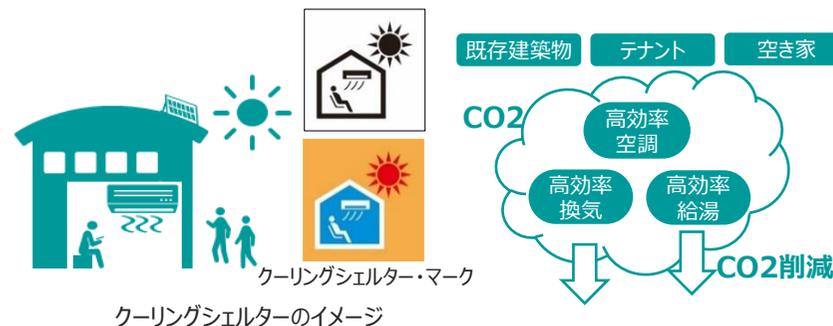
■ 事業形態：間接補助事業

■ 委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等

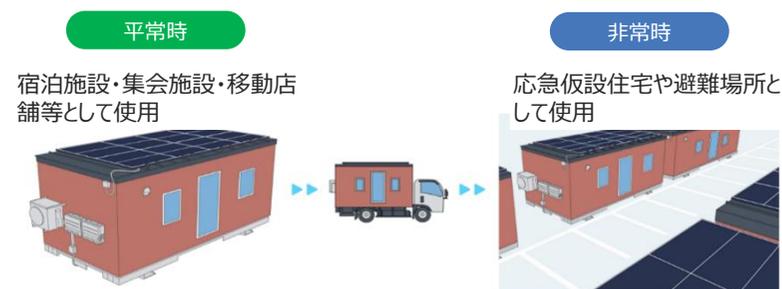
■ 実施期間：令和5年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### ① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



### ② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 / 住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341  
大臣官房 環境保健部企画課 熱中症対策室



## 業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

### 2. 事業内容

#### (1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 (新規採択分)

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40% (用途によっては30%) 程度以上削減されること(※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成)、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等
- 主な対象設備 : **断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等**のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2~1/3

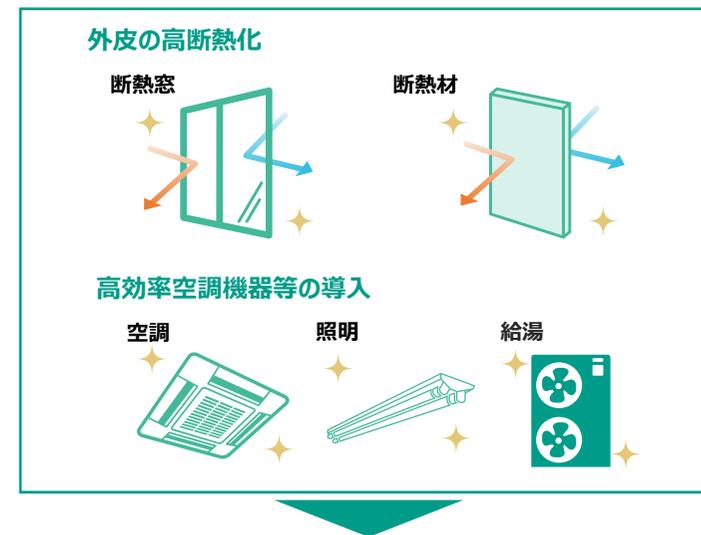
#### (2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 (過年度予算からの継続案件のみ)

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : **地方公共団体、民間事業者、団体等**
- 実施期間 : 令和5年度～

### 4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

## 2. 事業内容

### (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

#### ① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

ZEH※1又はZEH+※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助

#### ② 新築集合住宅のZEH-M化等支援

ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助

#### ③ 既存住宅のZEH化改修促進支援

既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

### (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

### (3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅

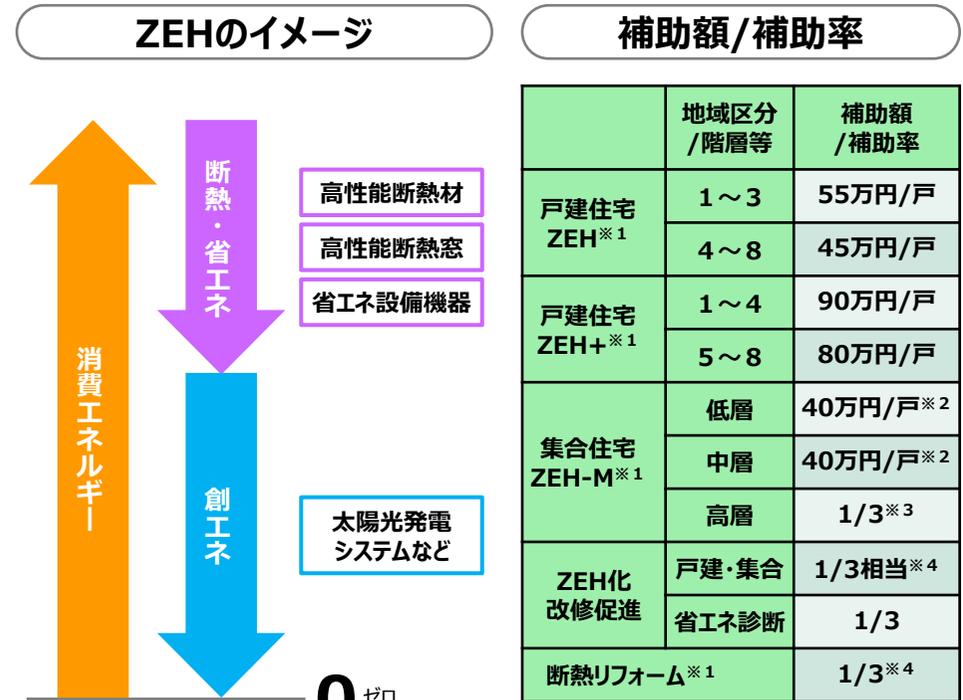
※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅

※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ



※1 追加設備等に対する補助あり  
 ※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸  
 ※3 過去に採択された案件の継続分に限る  
 ※4 補助上限あり

# 住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

## 2. 事業内容

### ① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

- 1) ZEH、ZEH+への定額補助  
 ZEH : (1~3地域) 55万円/戸、(4~8地域) 45万円/戸  
 ZEH+ : (1~4地域) 90万円/戸、(5~8地域) 80万円/戸
- 2) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

### ② 新築集合住宅のZEH-M化等支援

- 1) 低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）への定額補助：40万円/戸※1
- 2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助（1/3）
- 3) 上記に加え、蓄電システム※2、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり

### ③ 既存住宅のZEH化改修促進支援

- 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助（上限250万円/戸）
- 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅取得者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

## 4. 補助対象の例

【補助対象住宅の省エネ性能等】

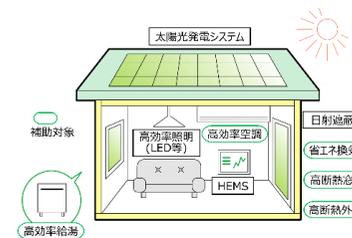
		戸建住宅		集合住宅（ZEH-M）		
		ZEH+ ※3	ZEH ※3	低層	中層	高層
外皮基準		断熱等性能等級6		断熱等性能等級5		
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上		20%以上		
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上	—

※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす

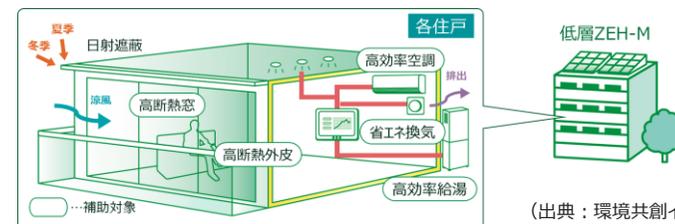
※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上

※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

### ①、③ZEHの例



### ②低層ZEH-Mの例



（出典：環境共創イニシアチブ）

# 住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

## 2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォーム（トータル断熱、居間だけ断熱）を行う者に対して**1/3補助**を実施

### ① トータル断熱

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

### ② 居間だけ断熱

居間（主要居室）の全部の窓を改修

①、②のいずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

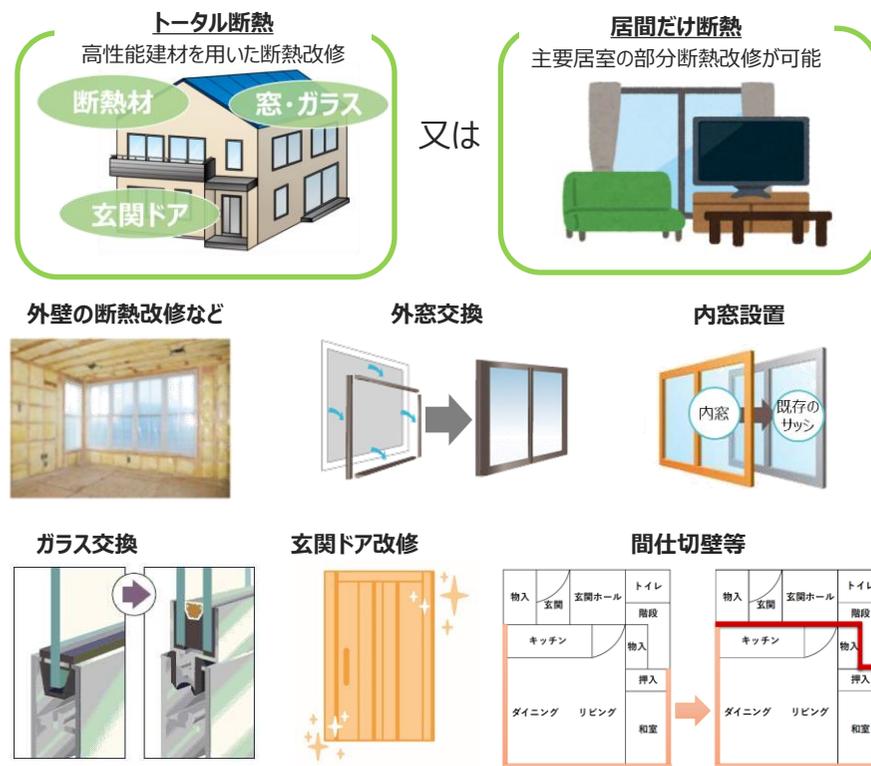
【補助上限額】

- ・ 既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- ・ 既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅所有者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

## 4. 補助対象の例



断熱材・窓と同時に行う玄関ドア、間仕切壁等の改修も補助

# 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和7年度補正予算(案) 112,500百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

## 1. 事業目的

- 2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化と「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に貢献する。
- 先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

## 2. 事業内容

住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>化のポテンシャルは大きい。

このため、本事業では、くらし関連分野のGXを加速させるため、既存住宅等における断熱窓への改修に対して補助を行う。

- 補助額：工事内容に応じて定額
- 対象：住宅及び**一部の非住宅建築物**における、窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）等
- 要件：熱貫流率（Uw値）1.9以下など、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他の要件\*を満たすもの等

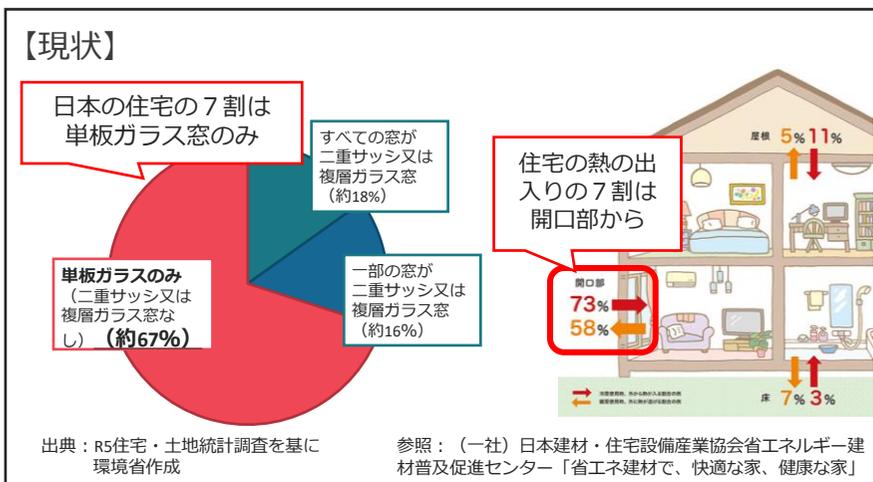
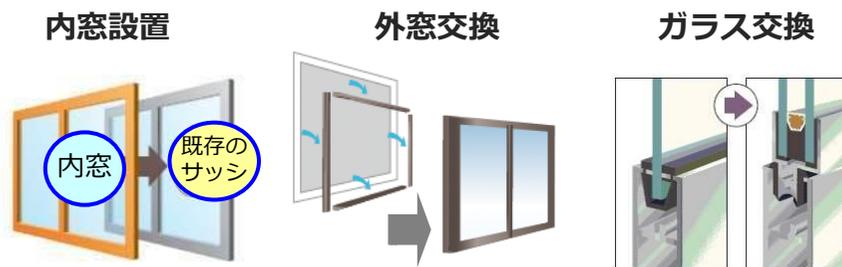
※要件の一例（企業の規模等による）

製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること。

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助事業
■ 補助対象	住宅の所有者、民間事業者及び団体等
■ 実施期間	令和7年度

## 4. 補助事業対象の例





【令和7年度補正予算（案）75,000百万円】

## ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ② 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

### 2. 事業内容

家庭部門のCO2排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

- 対象（補助額）：新築戸建住宅※1、新築集合住宅※1  
省エネ基準における地域区分1～4：125万円/戸、5～8：110万円/戸  
※1：補正予算案の閣議決定日（令和7年11月28日）以降に、工事中（基礎工事に着手）したものに限る。

- 主な要件：① 断熱等性能等級6以上  
② 一次エネルギー消費量削減率35%以上（省エネのみ）  
③ 一次エネルギー消費量削減率100%以上（再生エネ等含む）※2  
④ 高度エネルギーマネジメント（HEMS等）  
⑤ 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等すること※3 など  
※2：右の表を参照  
※3：温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など

注) 以下の住宅は、原則対象外とする。  
 ・「土砂災害特別警戒区域」又は「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅  
 ・「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたものうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅  
 ・「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」に立地する住宅  
 ・「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

### 4. 補助要件(詳細)・補助対象の例

<補助要件(詳細)>

住宅の種類 (形態・立地を含む)	断熱性能	一次エネ消費量削減率		その他要件	
		省エネのみ	再生エネ含む		
戸建	等級6以上	35%以上	下記以外の地域	100%以上	・高度エネルギーマネジメント（HEMS等）の導入 ※他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要 (接続の是非は居住者の判断)
			寒冷地又は低日射地域	75%以上	
			都市部狭小地等又は多雪地域	—	
集合	等級6以上	35%以上	1～3層	75%以上	
			4・5層	50%以上	
			6層以上	—	

<補助対象の例>



# 住宅省エネキャンペーン2026



・家庭部門の省エネを支援する4つの補助事業の総称。国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携により実施。



はじまります

## 住宅省エネ2026 キャンペーン

新築とリフォームを対象にした4つの補助事業により、家庭部門の省エネ化を促進します。  
一部の~~新築住宅を除き~~、子育て世帯に限らず **すべての世帯が対象** になります。

新築住宅が活用できる補助金について		既存住宅のリフォームが活用できる補助金について			
					
みらいエコ住宅 2026事業※	給湯省エネ 2026事業	みらいエコ住宅 2026事業	先進的窓リノベ 2026事業	給湯省エネ 2026事業	賃貸集合給湯省エネ 2026事業
<a href="#">公式サイト</a>	<a href="#">公式サイト</a>	<a href="#">公式サイト</a>	<a href="#">公式サイト</a>	<a href="#">公式サイト</a>	<a href="#">公式サイト</a>

※ 長期優良住宅・ZEH水準住宅は、若者夫婦世帯または子育て世帯に限り補助の対象になります。(GX志向型住宅はすべての世帯が対象)

キャンペーンサイトURL : <https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/>

---

# 車両の脱炭素

---

# 商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和7年度補正予算額 30,000百万円】  
※3年間で総額6,000百万円の国庫債務負担

## 2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

### 1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

### 2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：差額の2/3、本体価格の1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和7年度

### 4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例



EVバス



FCVバス

【建設機械（新規）】補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3 等

補助対象機械の例



GX建機



【充電設備】補助率：本体価格の1/2 等

補助対象設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る

---

## **(参考) 補助事業の探し方**

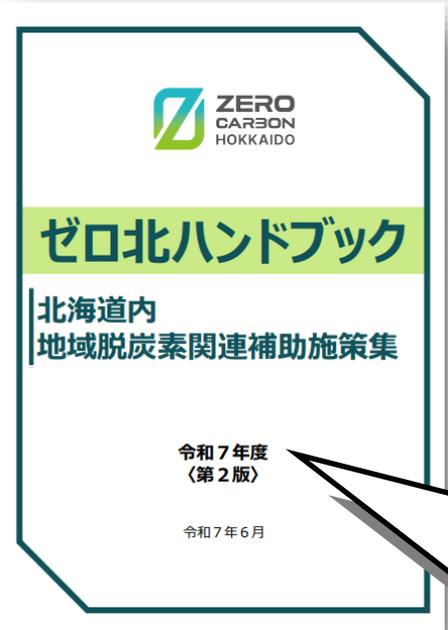
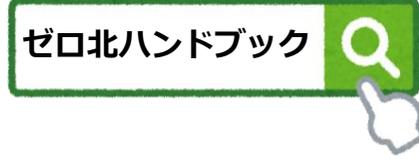
---

# 北海道で使える支援事業の探し方：ゼロ北ハンドブック



[https://hokkaido.env.go.jp/earth/post\\_143.html](https://hokkaido.env.go.jp/earth/post_143.html)

- 7つの地方支分部局（総合通信局、農政事務所、森林管理局、経産局、開発局、運輸局、環境事務所）＋北海道庁の脱炭素関連補助施策が1冊に。
- 機関別ではなく、やりたいことから事業検索が可能な構成。



令和7年度  
〈第2版〉

令和7年6月

検索	
3	再エネ・省エネ等の設備を導入・検討したい! ※住宅・ビルへの設備導入については5もご覧ください!
3-1	再エネ電気・熱全般 007 008 011 014 016 017 021 086
3-2	太陽光（熱も含む） 019 020 022 013 024 025 026 028 050 054
3-3	風力 054 ※3-1をご覧ください
3-4	バイオマス（熱も含む） 027 107 113
3-5	地熱・地中熱・温泉熱等 009 010 027 030 031 032 033
3-6	水力・小水力 034 092 093
3-7	天然ガス・燃料転換・コジェネレーション 017 038
3-8	水素 035 036 039
3-9	蓄電池・EMS・送電線 011 017 022 023 039 040 050 055 086
3-10	熱供給 021 027
3-11	充放電設備 011 076 077 086
3-12	省エネ設備 007 013 017 029 042 043 063 116 119
3-13	マイクログリッド導入 010
3-14	デマンドレスポンス対応 039 ~ 041

※ 076 077 ...車両の充放電設備  
 ※ 086 ...物流施設に限る  
 ※ 116 119 ...工場、事業場に限る

(検索ページ)

**需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業** 023

**事業内容**  
 ①需要家主導型太陽光発電導入支援事業 ※採択案件の後年度負担のみ再エネ利用を希望する需要家や、発電事業者や需要家自らが太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合の、太陽光発電設備の導入を支援する。  
 ②再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業  
 需要家に対して需給バランスに合った再生電力の供給を推進するため、一定規模以上の蓄電池併設支援を行う。

**補助対象物**  
 機器購入等の費用

**補助率**  
 ①1/2、1/3  
 ②1/2、1/3

**補助対象者**  
 民間企業等

**問い合わせ先**  
 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー部 新エネルギー課 03-3501-4031  
 北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753  
 ※現時点で令和7年度事業は公募開始していません。

---

**民間企業等による再生エネの導入及び地域共生加速化事業のうち地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業** 024

**事業内容**  
 生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水田等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入を支援する。  
 ※コスト要件  
 本補助金を受けるとして導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が設置される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものとする。

**補助対象物**  
 太陽光発電設備

**補助率**  
 設備導入：1/2

**補助対象者**  
 民間事業者・団体等

**問い合わせ先**  
 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341  
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素推進室 011-299-2460

(事業紹介ページ)

やりたい事業  
を検索！

# 関係省庁の主な補助事業等の探し方：脱炭素地域づくり支援サイト

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>



## 各府省庁の支援ツール・枠組み

### 環境省（52事業）

- 地域脱炭素推進交付金
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

他49事業

### 内閣府（10事業）

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）
- 地方創生人材支援制度

他7事業

### 総務省（7事業）

- ローカル10,000プロジェクト
- ふるさと融資制度
- G×アドバイザー（地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業）

他4事業

### 地方財政措置（8事業）

- 脱炭素化推進事業債
- 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- 過疎対策事業債（特別枠）
- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 地域活性化事業債

他3事業

### 文部科学省（5事業）

- エコスクール・プラス
- 国立大学・高専等施設の整備
- 公立学校施設の整備
- 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

### 農林水産省（26事業）

- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消
- 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策

他23事業

### 経済産業省（17事業）

- 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
- 水力発電の導入加速化事業
- 中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金

他14事業

### 国土交通省（51事業）

- 既存建築物省エネ化推進事業
- サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- グリーンインフラ創出促進事業
- 港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援

他47事業

※下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

# 環境省補助事業の探し方：エネ特ポータル

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html>

エネ特ポータル



環境省  
Ministry of the Environment

エネ特トップ 初めての方 補助・委託事業一覧 申請フロー 補助金 活用事例 パンフレット よくある質問

## 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

補助・委託事業を探す

補助・委託事業一覧  
▶ 令和7年度（2025年度）の事業一覧を見る

環境省  
Ministry of the Environment

エネ特トップ 初めての方 補助・委託事業一覧 申請フロー 補助金 活用事例 パンフレット よくある質問

## 令和7年度予算 及び 令和6年度補正予算 脱炭素化事業一覧

事業一覧（7件）

キーワード検索 事業対象者 キーワード 実施方法 補助/委託

よく閲覧されている事業に関連するワード  
地域脱炭素 ゼロカーボンシティ 脱炭素経営 レジリエント/レジリエンス 工場・事業場 ZEB/ZEH 断熱 LED 太陽光 PPA/ストレージバリティ 蓄電池 EV デコ活 資源循環

すべてクリア 地方公共団体向け (7) X 太陽光 (7) X 導入補助 (7) X 補助 (7) X

### 令和6年度補正予算

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和6年度補正予算）

令和6年度補正予算 2,000百万円

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

事業情報、事業概要、応募詳細（執行団体ウェブサイトへのリンク）、問い合わせ先が表示されます。

# 補助事業内容の調べ方：執行団体ウェブサイト

執行団体一覧ページから執行団体ウェブサイトへアクセス  
又は、事業名を検索し、執行団体ウェブサイトへアクセス

環境省  
Ministry of the Environment

本文へ English キーワード検索 検索 ヘルプ

ホーム 環境省について 政策 法令 報道・広報 白書・統計 申請・手続き

## 地球環境・国際環境協力

ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 地球環境・国際環境協力

> 2025年度（令和7年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等に係る補助事業者（執行団体）について

### 2025年度（令和7年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等に係る補助事業者（執行団体）について

#### 1. 公募の結果

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等に係る補助事業の実施にあたり、事業を行う法人（間接補助金の執行団体）について、公募を行い、応募のありました提案について、厳正な審査を行った結果、以下のとおり補助事業者（執行団体）を採択いたしましたのでお知らせします

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	一般社団法人地域循環共生社会連携協会 <a href="https://rcespa.jp/">https://rcespa.jp/</a>
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	一般財団法人環境イノベーション情報機構 <a href="https://www.eic.or.jp">https://www.eic.or.jp</a>
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	一般社団法人環境技術普及促進協会 <a href="http://www.eta.or.jp">http://www.eta.or.jp</a>
住宅のZEH・省CO2化促進事業（うちZEH化支援事業）	一般社団法人環境共創イニシアティブ <a href="https://sii.or.jp">https://sii.or.jp</a>
住宅のZEH・省CO2化促進事業（うち断熱リフォーム支援事業）	公益財団法人北海道環境財団 <a href="http://www.heco-spc.or.jp">http://www.heco-spc.or.jp</a>
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	一般社団法人静岡環境資源協会 <a href="http://www.siz-kankyoku.jp">http://www.siz-kankyoku.jp</a>
「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業	一般社団法人地域循環共生社会連携協会 <a href="https://rcespa.jp/">https://rcespa.jp/</a>
地域における地球温暖化防止活動促進事業	一般社団法人地球温暖化防止全国ネット <a href="https://zenkoku-net.org">https://zenkoku-net.org</a>

## お知らせ

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

機構サイト > お知らせ一覧 > 2025（令和7）年度 > 令和7年度予算【ストレージパリティ】 > 令和7年度予算の二次公募のお知らせ

### 2025.09.04 【公募のお知らせ】環境省補助金 令和7年度予算の二次公募 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業について

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）は、「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」の令和7年度予算の二次公募を実施します。

【重要】今回の二次公募は、一般社団法人環境技術普及促進協会が公募を実施する「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）」（以下「ペロブスカイト事業」という）によりペロブスカイト太陽電池の申請を行うことが必須要件となり、本補助事業では定置用蓄電池のみを導入する申請が対象となります。したがって、今回の二次公募では太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に導入する従来の申請はできません。また、既設の太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を含む）がある施設に、本補助事業で定置用蓄電池のみを導入する申請も認められません。

#### 1. 公募期間

- 令和7年度予算の二次公募：2025年9月4日（木）～2025年10月7日（火）正午まで【厳守】

※本補助事業の期間は単年度とします。複数年度にわたる事業内容の申請は受け付けません。

※令和7年度予算の二次公募についても、本補助事業の実施期限（2026年1月30日）に変更はありません。

#### 2. 公募関係資料

- 公募要領【PDF: 1.91MB】
- 公募要領 別冊 応募に必要な書類【PDF: 6.27MB】
- 応募様式一式【ZIP: 595KB】
- Q&A集【PDF: 4.05MB】
- 交付規程（令和7年度）【PDF: 1.22MB】

※申請する公募期間にEICのウェブサイトに掲載された応募様式を必ず使用してください。古い様式（令和6年度補正予算の一次公募および二次公募の様式）を使用した場合、応募は要件を満たさないことになり、不採択となりますので、十分ご注意ください。

本公募では、Jグランツにより応募書類を受け付けます。電子メールでの提出は受け付けませんので、ご注意ください。

- [Jグランツ 申請ページ](#)
- [Jグランツ トップページ](#)

Jグランツでの応募にあたっては、事前にGビスIDのアカウントの取得が必要です。GビスIDアカウントを未取得の場合は、公募締め切りまでにアカウントを取得してください。原則として、代表申請者のGビスIDで申請してください。

公募要領・Q&A・説明会動画  
などを確認できます。

[https://www.env.go.jp/page\\_01777.html](https://www.env.go.jp/page_01777.html)

## おわりに

脱炭素に関して、  
お気軽に地方環境事務所までお問合せください！

やりたいことに対して、  
使える制度が分からない…

いろんな分野にまたがっていて、  
どこに相談したらいいかわから  
ない…

こういう制度があったらいいの  
に…

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

電話：011-299-2460

メールアドレス：CN-HOKKAIDO@env.go.jp